

報道関係者 各位

令和6年10月29日

【照会先】

神奈川県労働局労働基準部監督課

課長

松田 恵太郎

過重労働特別監督監理官 柏原 周造

(電話) 045-211-7351

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を11月1日に開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

神奈川県労働局では、キャンペーンに先立ち、労働局長から使用者団体等に対し、労使の主体的な取組を促すための要請を行っております。また、労働局長と運輸支局長が合同で「ベストプラクティス企業」を訪問し、長時間労働削減などに向けた取組を視察することとしています。

### 【取組の内容】

#### 1 周知・啓発

##### (1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

開催日時：11月1日（金） 13:30～16:30（受付13:00～）

会場：横浜市技能文化会館（横浜市中区万代町2丁目4番地7）

[https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page\\_kanagawa.html](https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/page_kanagawa.html)

※当日、現地での取材を是非ともお願いします。取材を実施していただける場合は、事前に神奈川県労働局監督課（045-211-7351、担当：柏原）までご連絡ください。

##### (2) ポスターの掲示などによる周知・啓発の実施

#### 2 過重労働解消キャンペーン

##### (1) 労使の主体的な取組を促します

本キャンペーンの実施に先立ち、神奈川県労働局長から使用者団体や労働組合に対し、同取組にかかる協力要請を行っております。

##### (2) 労働局長と運輸支局長が合同でベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

神奈川県労働局長と神奈川県運輸支局長が合同で長時間労働削減など「働き方改革」に積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問します。

内容：本年4月からトラック運転者に時間外労働の上限規制が適用されたことを踏まえ、トラック事業者と荷主の協力した取組や課題などに関し、トラック事業者と荷主会社との意見交換 / 社内視察

訪問先：（荷主会社）キリンビール株式会社 横浜工場  
横浜市鶴見区生麦1丁目17番1号

訪問日時：11月11日（月）14：30から（予定）

※当日、現地での取材を是非ともお願いします。取材を実施していただける場合は、事前に神奈川労働局監督課（045-211-7351、担当：柏原、山田）までご連絡ください。

**(3) 重点監督を実施します**

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して重点的な監督指導を実施します。

**(4) 過重労働相談受付集中期間を設定します**

11月1日（金）、5日（火）、6日（水）及び7日（木）を「過重労働相談受付集中期間」とし、神奈川県労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

**(5) 特別労働相談を実施します**

11月2日（土）に下記相談窓口にて電話及びSNS（LINE）による特別労働相談を実施します。

① 過重労働解消相談ダイヤル

〔電話番号〕 0120(794)713(フリーダイヤル なくしましょう 長い残業)

11月2日（土） 9：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

② SNS（LINE）相談【委託事業】

〔相談先〕 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

11月2日（土） 9：00～21：00

※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

**(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します**

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月にオンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。また、特別企画として、「業務効率化セミナー」を東京、大阪で実施します。無料でどなたでも参加できます。

〔専用ホームページ〕 <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kaiyu-kaishou>

〔過重労働解消キャンペーン特設ページ〕

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html)

**◎ 大企業・親事業者による下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止を促します**

長時間労働の要因として、大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このような大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のため、神奈川県労働局では、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間として、過重労働解消キャンペーンの取組に併せて、「しわ寄せ」防止に係る取組を行います。

・ **使用者団体等への要請**

神奈川県労働局長による使用者団体等に対する過重労働解消に向けた取組の要請において、「しわ寄せ」防止に係る要請を併せて行います。

・ **大企業・親事業者が遵守すべき関係法令の周知徹底**

相談窓口、各種説明会、集団指導、監督指導、企業指導等、あらゆる機会を通じて、関係法令及び取引企業に対する「しわ寄せ」防止に関する要請、周知等を行います。